

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」等の一部改正案に対する意見募集について

令和 8 年 6 月 1 2 日  
経 済 産 業 省  
貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）を履行するため、条約で規制されている野生動植物等の輸出入管理を行っています。

昨年（令和7年（2025年））11～12月に開催された、条約第20回締約国会議（COP20）における議論及びこれまでに決定された事項等を履行するために、これらの輸出管理に必要な手続きを定めるため、以下の関連規程の整備を行います。

(1) 排他的経済水域で採捕された条約附属書Ⅰ・Ⅱ掲載種の取扱い変更に伴う改正

排他的経済水域において漁獲された附属書掲載種を当該沿岸国以外の国に水揚げする場合には、当該沿岸国を輸出国と位置づける旨の修正決議が採択されたことに伴い、我が国の船舶が外国の排他的経済水域で漁獲した附属書掲載種を外国の港に水揚げする場合は、条約履行のために日本が輸出国として行うべき手続きが不要となることによる規定の整備を行う。また、外国の船舶が我が国の排他的経済水域で漁獲した附属書掲載種を我が国以外の港に水揚げする場合は、条約履行のために我が国が輸出国として行うべき手続きについて規定を整備する。

(2) 懸念のある取引に対する管理の強化に伴う改正

条約上の管理体制を一層強化するとともに、条約上の義務を適切に履行していない締約国との取引を停止すること等が決議及び事務局から勧告された。これらを着実に実施するため輸出審査における許可基準の強化等に関する規定の整備を行う。

(3) 出所コードY（補助生産の植物）が新たに規定されたことに伴う改正

条約締約国会議（COP18、2019年開催）にて出所コードの明確化について議論があり、コードY（補助生産の植物）が新たに規定されことに伴い、関連する規程類における出所コードに、コードYを記載する。

(4) ニホンイシガメ及びワニタグ制度を利用したワニ目の輸出手続明確化に伴う改正

ニホンイシガメ及びワニタグ制度を利用したワニ目の輸出について、申請書類や許可基準を定め、手続規定の明確化を行う。

## (5) その他実態に即した改正

条約決議上の目的コード及び出所コードの定義に合わせるため、関連する規程類においてこれまで記載のなかった目的コード及び出所コードを明記すると共に、輸入許可書記載要領中の「数量・重量」の単位について、条約事務局のガイドラインに即した単位に変更する他、実態に即して規定の明確化を行う。

つきましては、国民の皆様から広く御意見をいただきたく、以下の要領で本改正について、意見（パブリック・コメント）の募集をいたします。

## 2. 意見公募の対象

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」等の一部改正案

※上記に係る個別の改正案は以下のとおり。

- (1) 「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）」の一部改正案
- (2) 「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）」の一部改正案
- (3) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて（平成27年9月18日付け輸出注意事項27第24号）」の一部改正案
- (4) 「（お知らせ）輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（平成21年5月21日付け）」の一部改正案
- (5) 「（お知らせ）絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第7条第3項及び同条約決議16.8に基づく楽器証明書の申請手続等について（令和3年6月29日付け）」の一部改正案

## 3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館13階）

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年6月12日（金）～令和8年7月11日（土）

電子メール、郵送の場合は終了日必着。

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の御意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、以下のいずれかの方法で送付してください。なお、お電話での御意見の受付は対応いた

しかねますので、あらかじめ御了承ください。

○電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

○電子メール

提出先メールアドレス：[bz1-pb\\_bouekikanri3@meti.go.jp](mailto:bz1-pb_bouekikanri3@meti.go.jp)

メールの件名を「「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」等の一部改正案に対する意見募集について」としてください。

○郵送・宛先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課 パブリックコメント担当  
宛て

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

